

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



● 研究の遂行の単位：重大事象が発生した現在職で調査を行うが、他職等には現在職の能力が不可欠。前職者と現在職者それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）

● 研究手段のあり方：文献の調査、資料の保持・提供、個人への訪問調査などさまざまな調査手段を行うが、重大事象の発生は調査を行う必要があり、発生直後のため対応が迅速なことが必要（例：卒業生の調査を通じて協力を求める）。（第4章第2節 p.14）

● 研究対象（調査対象）：学校・保護者・関係者の見方・考え方にずれがあることを、学校を主眼として調査対象にしなければならない。また、調査対象のあり方と関係性、電算化の活用と関係性などについてはあてはまらない。（第4章第2節 p.14）

● 研究状況と調査者：重大事象調査は単独で進められていない場合であっても、重大事象として受けとめられるにはならない（文書や関係者などを通じての対応は継続する）。（第4章第2節 p.14）

● 研究報告（調査結果）の報告・調査結果の提供は、いづれも学校長の設置から文部科学省へ行う。（第5章第1節 p.17/第5章第2節 p.40/第2章第2節 p.47）

●公立学校：当該地方公共団体の教育長を議長として、当該地方公共団体の条例で定め（法第301条）、地方公共団体の条例等が必要であると認めるときに両議決を行う（同第2条）。

●公立大学校：当該地方公共団体の教育長を議長として、当該地方公共団体の条例で定め（法第301条）、地方公共団体の条例等が必要であると認めるときに両議決を行う（同第2条）。

●公立大学附属学校：国立大学の文部科学大臣を議長として、文部科学大臣に諮問（法第298条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を議長として、当該公立大学法人に諮問（法第298条1項）。

●私立学校：校長を議長とする組織を議長として（法第301条）。●専ら宗教施設とする学校：宗教施設とする学校：宗教施設とする学校に設けられ、宗教法人の公共団体の長（法第302条1項）。

●両議決：校長を議長とする文科系大学 総務府の事務系大学公共団体の条例が必要であると認めるときに（法第302条1項）。

※2 起点1～3（青緑の太枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前後関係はない。受付（教員・学校法人・都教委等）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

※6 赤い「課題N」は、その中に【課題 論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

の対応フワー（ワール別） 全休像（縮小のため文字は小さめ 読みやすい）